四　削除

四の二　削除

四の三～二十六の三　（略）

二十七　削除

二十八　削除

二十九～三十の四　（略）

（法第九条第二項第七号の経済産業省令で定める要件）

第四条の二の二　法第九条第二項第七号の経済産業省令で定める要件は、当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業が、出力が十キロワット未満の太陽光発電設備若しくは屋根設置太陽光発電設備を用いるものでないこと又は海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号。以下「海洋再生可能エネルギー整備法」という。）第十六条第二項第十号に規定する選定事業者（以下「選定事業者」という。）が提出した海洋再生可能エネルギー整備法第十七条第一項に規定する公募占用計画に係るものでないこととする。

（認定基準）

第五条　法第九条第四項第一号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～十の二　（略）

四　太陽光発電設備（第四号の三から第四号の六までに掲げるものを除く。）であって、その出力が五百キロワット以上千キロワット未満のもの

四の二　太陽光発電設備（次号から第四号の六までに掲げるものを除く。）であって、その出力が千キロワット以上のもの

四の三～二十六の三　（略）

二十七　木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマスのうち固体であるものを電気に変換する設備であって、その出力が一万キロワット以上のもの

二十八　農産物の収穫に伴って生じるバイオマスのうち液体であるものを電気に変換する設備（一般廃棄物発電設備及び産業廃棄物発電設備を除く。）であって、その出力が五十キロワット以上のもの

二十九～三十の四　（略）

（法第九条第二項第七号の経済産業省令で定める要件）

第四条の二の二　法第九条第二項第七号の経済産業省令で定める要件は、当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業が、出力が十キロワット未満の太陽光発電設備若しくは屋根設置太陽光発電設備を用いるものでないこと又は海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成三十年法律第八十九号。以下「再生可能エネルギー海域利用法」という。）第十三条第二項第十号に規定する選定事業者（以下「選定事業者」という。）が提出した再生可能エネルギー海域利用法第十四条第一項に規定する公募占用計画に係るものでないこととする。

（認定基準）

第五条　法第九条第四項第一号の経済産業省令で定める基準は、次のとおりとする。

一～十の二　（略）

十の三　当該認定の申請に係る発電が風力発電設備（選定事業者が提出した海洋再生可能エネルギー整備法第十七条第一項に規定する公募占用計画に係るものを除く。）を用いて行われるものであるときは、当該認定を受けた日から起算して四年（当該認定の申請の際現に当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業について環境影響評価を行っている場合にあっては、八年）以内に当該発電設備を用いて再生可能エネルギー電気の供給を開始する計画であること。ただし、経済産業大臣が定める方法で変更される交付期間又は調達期間により再生可能エネルギー発電事業を行う場合はこの限りでない。

十の三の二　当該認定の申請に係る発電が選定事業者が提出した海洋再生可能エネルギー整備法第十七条第一項に規定する公募占用計画に係る風力発電設備を用いて行われるものであるときは、当該選定事業者が、当該公募占用計画に記載した事業の実施時期の起算日までに当該発電設備を用いて再生可能エネルギー電気の供給を開始する計画であること。ただし、経済産業大臣が定める方法で変更される交付期間又は調達期間により再生可能エネルギー発電事業を行う場合はこの限りでない。

十の四～十五　（略）

2・3　（略）

（軽微な変更）

第九条　法第十条第一項の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更（認定発電設備に係る交付期間又は調達期間が終了するまでの間の変更に限る。）以外の変更とする。

一～十五　（略）

十の三　当該認定の申請に係る発電が風力発電設備（選定事業者が提出した再生可能エネルギー海域利用法第十四条第一項に規定する公募占用計画に係るものを除く。）を用いて行われるものであるときは、当該認定を受けた日から起算して四年（当該認定の申請の際現に当該認定の申請に係る再生可能エネルギー発電事業について環境影響評価を行っている場合にあっては、八年）以内に当該発電設備を用いて再生可能エネルギー電気の供給を開始する計画であること。ただし、経済産業大臣が定める方法で変更される交付期間又は調達期間により再生可能エネルギー発電事業を行う場合はこの限りでない。

十の三の二　当該認定の申請に係る発電が選定事業者が提出した再生可能エネルギー海域利用法第十四条第一項に規定する公募占用計画に係る風力発電設備を用いて行われるものであるときは、当該選定事業者が、当該公募占用計画に記載した事業の実施時期の起算日までに当該発電設備を用いて再生可能エネルギー電気の供給を開始する計画であること。ただし、経済産業大臣が定める方法で変更される交付期間又は調達期間により再生可能エネルギー発電事業を行う場合はこの限りでない。

十の四～十五　（略）

2・3　（略）

（軽微な変更）

第九条　法第十条第一項の経済産業省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更（認定発電設備に係る交付期間又は調達期間が終了するまでの間の変更に限る。）以外の変更とする。

一～十五　（略）